

## 付加金：ポーラ・オルビスグループ健康保険組合独自の給付金制度

1一部負担還元金：本人および被扶養者（家族の場合は家族療養付加金と称す）にそれぞれ適用されます。医療機関で支払った高額な医療費に対して30,000円を差し引いた金額を後日、健保から給付します。即ち、高額な医療費の発生に対して後日の還付により3万円の自己負担で抑えられる制度です。（標準月額が53万円以上の方は5万円となります。）

例示：標準報酬月額が**28万円以上53万円未満(注)**の方が〇〇病院で総医療費100万円の治療を受けた場合

単位：円

総医療費 1,000,000	=	自己負担(3割) 300,000	+	健保負担(7割) 700,000
窓口でのお支払い 300,000	-	高額療養費(A) (国の制度による健保負担金) 212,570	=	本人負担金(B) (自己負担限度額) 87,430
本人負担金(B) 87,430	-	一部負担還元金(C) (当健保独自の給付金) 57,430	=	最終的な医療費 (本人負担金) 30,000

★国の制度による高額医療費(A)に加え当健保独自の「一部負担還元金(C)」を合わせて「27万円」をおよそ3ヵ月後に給与口座に振り込みます

(注) 高額な医療費をお支払いされる際のご自身の自己負担限度額(B)は「高額な医療がかかった時」の表で算定または確認してください

<https://www.polakenpo.or.jp/health-insurance-top/kougaku/>

2. 一部負担還元金は「合算高額療養費(同一世帯で複数の21,000円以上の自己負担)」にも適用されます

例示：標準報酬月額が**28万円未満(注)**の方が△△病院で総医療費20万円の治療(自己負担2,100円以上)を、扶養家族の方が◎◎クリニックで総医療費10万円の治療(自己負担21,000円以上)を受けた場合

本人負担：20万円×3割＝60,000円 ≥ 21,000円  
 家族負担：10万円×3割＝30,000円 ≥ 21,000円  
 かつ  
 自己負担合算額(90,000円) > 自己負担限度額(57,600円)

単位：円

窓口でのお支払い (自己負担合算額) 90,000	-	合算高額療養費(A) (国の制度による健保負担金) 32,400	=	世帯負担金(B) (自己負担限度額) 57,600
世帯負担金(B) 57,600	-	合算高額療養費 付加金(C) (当健保独自の給付金) 27,600	=	最終的な医療費 (本人負担金) 30,000

★国の制度による合算高額医療費(A)に加え当健保独自の「合算高額療養費付加金(C)」を合わせて「6万円」をおよそ3ヵ月後に給与口座に振り込みます

(注) 高額な医療費をお支払いされる際のご自身の自己負担限度額(B)は「高額な医療がかかった時」の表で算定または確認してください

